

# 公益社団法人日本網膜色素変性症協会 コンプライアンス規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 この法人の役員及び事務局員(以下「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

## (組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当責任者
- (2) コンプライアンス委員会

## (コンプライアンス担当責任者)

第4条 コンプライアンス担当責任者(以下「担当責任者」という。)は、患者の副理事長又は常任理事の中から理事長が任命する。担当責任者は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について報告するものとする。

- 2 担当責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 担当責任者の役割・権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
  - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
  - (3) コンプライアンス委員会の委員長

## (コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、担当責任者の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施

- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、担当責任者が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、担当責任者を委員長とし、総務企画統括理事、事業推進統括理事、地域支援統括理事、広報統括理事及び事務局長を委員として構成する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、毎年1回、定例委員会として、委員長の招集により開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(報告・連絡・相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに担当責任者に報告する。

2 担当責任者は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス委員会の承認を得て実施する。

3 個人に関する根拠のない誹謗中傷、不正目的の通報等については、前項は適用しない。

4 担当責任者は、コンプライアンス違反行為に対する調査結果、対応及び再発防止策の概要を、直近に開催される理事会において報告しなければならない。ただし、公益通報者の名前又はその特定が可能となる事項を除くものとする。

(コンプライアンスのための教育)

第8条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年9月21日から施行する。